

下市温泉レンタサイクル貸出・返却手順

1. この手順は下市温泉（以下「本施設」という。）が所管する貸出用自転車（以下「レンタサイクル」という。）について、必要な取扱の手順を定める。

（利用目的）

2. レンタサイクルは観光及びレクリエーション等に利用するものとする。

（貸出期間及び時間）

3. レンタサイクルの貸出期間及び時間は次のとおりとする。

（1）貸出期間は本施設営業日とする。ただし、本施設が認めたとき期間を変更することができる。

（2）貸出及び返却時間は、本施設の業務時間内とする。

一般のお客様：午前 11 時 00 分～午後 6 時 00 分

ゲストハウス下市温泉の宿泊のお客様：午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分

※但し返却については原則業務終了 30 分前までとする。

また、複数日利用の際のレンタサイクルの外泊は原則不可とする。

（貸出・返却場所）

4. 貸出および返却場所は本施設(奈良県吉野郡下市町大字仔細 2189 番地)とする。

（利用の承諾等）

5. レンタサイクルの利用を希望する者は、レンタサイクル申込書兼同意書(別紙)を本施設に提出しなければならない。

（貸出予約）

6. レンタサイクルの予約は、原則不可とする。ただし、本施設が必要と認めた場合はその限りでない。

（利用料）

7. レンタサイクルに係る利用料は、1 日 1,000 円とする。申込を受付けたときに徴収する。

（延滞料）

8. レンタサイクルの返却時間を過ぎて返却した場合は、自転車 1 台につき、500 円の延滞料を徴収する。
この場合、本施設の業務時間内に返却するものとする。

（利用条件）

9. レンタサイクルの利用受付を行った者は、次の各条件を遵守するものとし、違反した場合は使用承諾を取消すことがある。

（1）使用目的以外には使用しないこと。

（2）レンタサイクルは利用期間内に貸出場所に返却すること。ただし本施設が認めた時は期間延長ができる。

（3）レンタサイクルを利用する時は法令を遵守し、危険行為又は無謀運転はしないこと。

（4）万一、事故等が生じたときは利用者がその責めを負うこと。

- (5) レンタサイクルを破損又は紛失したときは弁償すること。
- (6) 利用者は利用する権利を他に譲渡又は転貸をしないこと。
- (7) その他、係員の指示に従うこと。

附則

この手順は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。